○防衛省告示第九十九号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年五月二十日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成二十五年五月三十日から同年七月二十四日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区　域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年五月二十日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成二十五年五月三十日から同年七月二十四日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区　域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度四八分一三秒

(ウ)　東経一三二度五九分五一秒　北緯三二度〇二分一三秒

(エ)　東経一三二度五九分五一秒　北緯三二度〇四分一三秒

(オ)　東経一三二度二九分五一秒　北緯三一度四二分一三秒

(カ)　東経一三三度二九分五一秒　北緯三一度〇四分一三秒

(キ)　東経一三三度〇七分五一秒　北緯三一度二五分一三秒

(ク)　東経一三二度〇七分五一秒　北緯三一度三〇分四三秒

(ケ)　東経一三二度〇九分二一秒　北緯三二度〇〇分一三秒

(コ)　東経一三二度三四分五一秒　北緯三二度〇三分一三秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百一号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年五月二十日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成二十五年五月三十日から同年七月二十四日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区　域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を同点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二七度〇五分二六秒　東経一二六度四二分五九秒

(イ)　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒

(ウ)　北緯二七度三〇分一四秒　東経一二五度五六分五三秒

(エ)　北緯二八度一七分一四秒　東経一二七度〇七分五三秒

(オ)　北緯二七度三二分〇二秒　東経一二七度二五分三五秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年五月二十日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成二十五年五月三十日から同年七月二十四日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区　域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒

(イ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒

(ウ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(エ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(オ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○近畿地方整備局告示第百四十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年五月二十日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	櫛田　能夫、西田　正則、福田　長治、古川　直行、前川　容洋、三浦　恒夫、山端　和幸、今岡　重貴
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十五年三月三十一日

四(1)　登録住宅性能評価機関の名称の変更

変更前	財団法人兵庫県住宅建築総合センター
変更後	公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター

(2)　変更年月日　平成二十五年四月一日